

騒音・悪臭規制区域及び規制基準の見直しに対する意見と市の考え方

1. パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見募集期間 平成25年3月1日（金）～同年3月22日（金）
- (2) ホームページアクセス数 216件
- (3) 意見の提出件数及び提出方法
提出件数：2件(1人、1団体)
提出方法:直接1件, 電子メール1件

2. 意見の概要と市の考え方

- (1) 騒音規制区域及び規制基準の見直しに対する意見・・・なし
- (2) 悪臭規制区域及び規制基準の見直しに対する意見

番号	意見の内容	市の考え方
1	<p>(出石地域) 3 km程はなれた施設からの悪臭で困っている。 臭いは広範囲に広がるため、地形・年間の天候や風向などの気象条件を考慮した規制区域の見直しをすべき。 出石町弘道小校区は観光地でもあり、すべて一般地域として強く規制することを要望する。</p>	<p>当該施設のある地域は、現在、順応地域で、見直し案では一般地域としています。 ご指摘のとおり、臭いは広がりますが、悪臭の測定は施設の敷地境界で行うこととされており、施設を適正に管理すれば悪臭は発生せず、広範囲に広がることもありません。 今回の見直しは、市内統一した考え方で実施しており、校区全てを一般地域とはせず、農業を振興する観点から、「農業振興地域の整備に関する法律」の農用地区域を順応地域とする考えです。</p>
2	<p>(日高地域) 現在、順応地域に指定されている地域内に悪臭を発生している施設があり、周辺住民の快適な環境が損なわれている。 付近には中学校、老人ホーム、デイサービスセンター等多くの公共施設があり、観光地でもある。 今回の見直しで一般地域へ変更してほしい。</p>	<p>当該施設のある地域は、現在、順応地域で、見直し案でも順応地域としています。 また、周辺の集落、学校施設等は、現在、順応地域ですが、見直し案では一般地域としています。 今回の見直しは、市内統一した考え方で実施しており、農業を振興する観点から、「農業振興地域の整備に関する法律」の農業用施設用地となっている当該施設敷地を一般地域に変更せず、適正な管理を指導していくことで、対応していきたいと考えています。</p>